

「(仮称) 江別市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例」、「(仮称) 江別市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準条例」の市民意見募集の結果と市の考え方について

(市民意見募集期間：平成26年8月25日から平成26年10月20日まで)

平成26年10月

江別市 健康福祉部 福祉課
江別市 健康福祉部 介護保険課

市民意見募集の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	平成26年8月25日（月） から 平成26年10月20日（月） まで
提出者数	1 名
提出件数	1 件

■意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	1
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの	
D	案に反映しなかったもの	
E	その他の意見	
合 計		1

■いただいたご意見の内容と市の考え方（提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

○（仮称）江別市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例

連番	意見の内容	市の考え方	区分
	な し		

○（仮称）江別市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準条例

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	<p>現行の介護保険法施行規則においては、規定されておられません。「参酌すべき基準」として、地域の実情に応じて、江別市の条例の中で担当区域が6,000人を超えた場合の配置基準についても、規定すべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>現行の国の基準においては、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに配置が必要な職種の職員の員数が定められておりますが、江別市では、内規により担当区域内の人口が6,000人を超えた場合については、運営の実情を勘案し、必要な職員の配置ができることとしております。</p> <p>条例制定におきましては、いただいた意見を参考に、包括的支援事業の円滑な実施のために、第1号被保険者数が6,000人を超えた場合の基準について規定いたします。</p>	A